

資料 6-1

(案)

20環保第 号  
平成20年12月 日

福島県環境審議会長様

福島県知事

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（諮問）

のことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諒問事項

逢瀬川等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

2 諒問理由

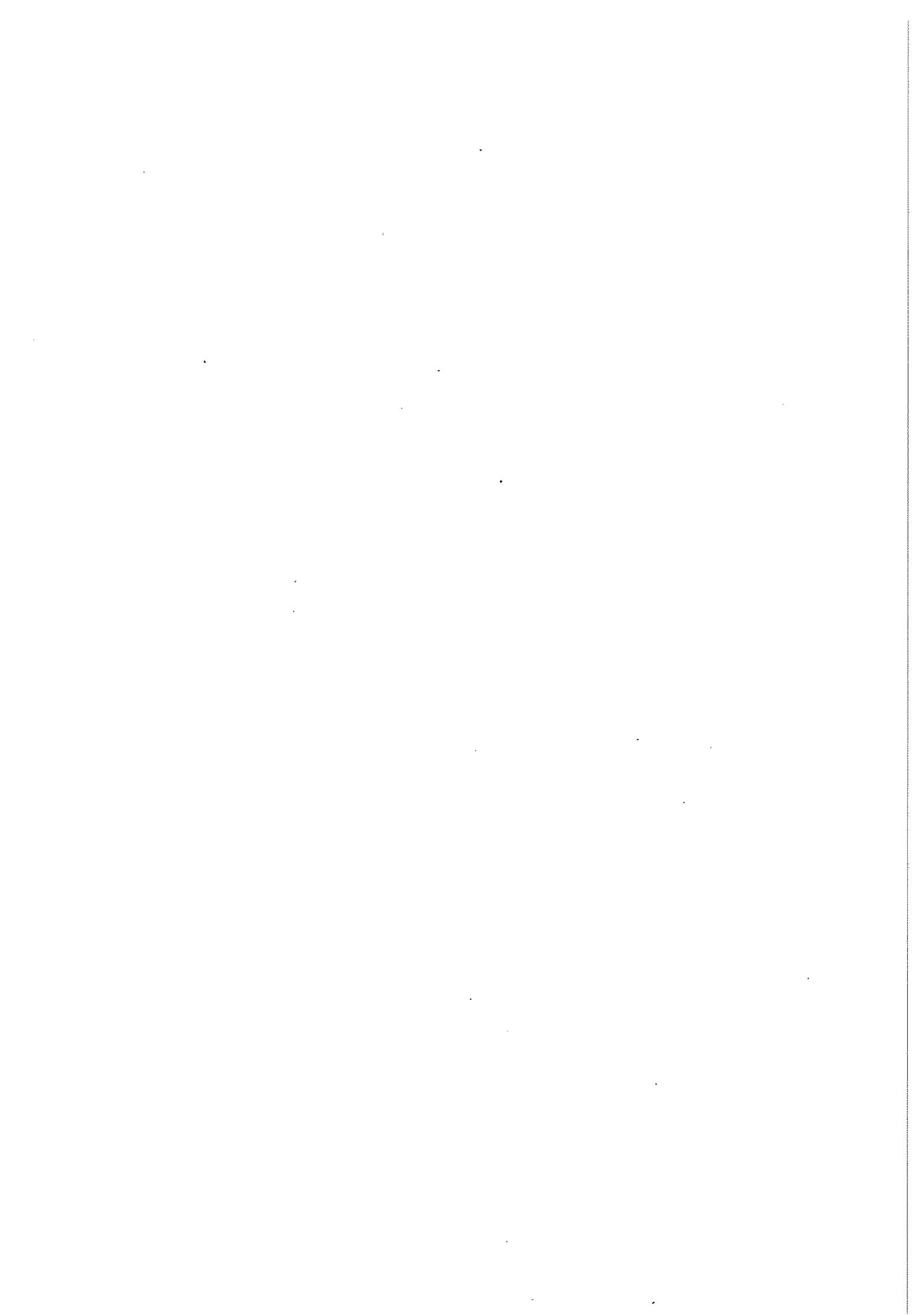
環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められているが、平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が、新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を都道府県知事が指定することとされている。

このため、県としては、県内の水域について水生生物の保全を積極的に図っていく観点から、順次、主要な水域について類型指定を行うこととしており、このたび、下記3に示す水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

3 類型指定を予定している水域（7河川）

逢瀬川、五百川、荒川、松川、摺上川、広瀬川、小国川



## 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

平成20年12月  
福島県生活環境部

### 1 水質環境基準の法的根拠等

#### (1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」(以下「水生生物保全環境基準」という。)が新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。(河川に関する基準は次表のとおり。)

表1 河川に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	第1の2の(2)*により
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

\*「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の第1の2の(2)を示す。

#### (2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定(以下「類型指定」という。)については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

#### (3) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成18年6月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(以下「処理基準」という。)に基づき行うこととされている。

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（下表の分類に従い分類を行う。）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表2 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物A		生物B		その他 主な種類（和名） 分類1	
	主な種類（和名）		主な種類（和名）			
	分類1	分類2	分類1	分類2		
魚類	アマゴ・サツキマス	アマゴ、サツキマス	ウダイ	—	アユ	
	ヤマメ・サクラマス	ヤマメ、サクラマス	シラウオ	—	ワカサギ	
	イワナ・アメマス	イワナ（エゾイワナを含む）、アメマス	オイカワ	—		
	サケ（シロザケ）	—	フナ類	キンブナ、ゲンゴロウブナ、その他キンブナ、オオキンブナ等		
	ニジマス	—				
	ヒメマス・ベニザケ	ヒメマス、ベニザケ	コイ	—		
	カジカ	—	ドジョウ	—		
			ナマズ	—		
			回遊性ヨシノボリ類	トウヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ、オオヨシノボリ、ルリヨンノボリ等		
			ウナギ	—		
			ボラ	—		
その他の生物			スジエビ	—		
			テナガエビ	—		
			ヒラテテナガエビ	—		
			ミナミテナガエビ	—		
			ヌカエビ	—		
			モクズガニ	—		
			マシジミ	—		
			ヤマトシジミ	—		

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成

## 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定検討対象水域

本県において、BOD等の生活環境項目の環境基準が設定されている41河川14湖沼（国指定の2河川1湖沼を除く）について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うこととしている。平成18年度から計画的に作業を進めており、これまでに24河川1湖沼について類型指定を行ってきた。

今回は次の7河川について、類型指定を検討する。

逢瀬川、五百川、荒川、松川、摺上川、広瀬川、小国川

### 3 類型指定の検討対象水域の概要

水域	生活環境の保全に係る類型	水域の状況
逢瀬川	馬場川合流点より上流：河川 A 馬場川合流点から幕ノ内橋まで ：河川 B 幕ノ内橋より下流：河川 C	逢瀬川は、福島県郡山市逢瀬町多田野に水源を発し、郡山市富田町地内で馬場川を合流し、郡山市街を流下して阿武隈川に合流する、幹川流路延長約 22km の一級河川である。
五百川	河川 A	五百川は福島県郡山市熱海町に水源を発し、日沢川、石筵川を合流した後に郡山市を流下して阿武隈川に合流する、幹川流路延長約 25km の一級河川である。
荒川	日ノ倉橋より 上流：河川 A 下流：河川 B ※pH を除く。	荒川は、福島市土湯温泉町を水源とし、福島市仁井田地内で須川を合流し、福島市街を流下して阿武隈川に合流する、幹川流路延長約 27km の一級河川である。
松川	河川 A ※pH を除く。	松川は、福島県福島市と山形県米沢市の県境を水源とし、福島市を流下して福島盆地の信夫山の北側を流れて阿武隈川に合流する、幹川流路延長約 20km の一級河川である。
摺上川	河川 A	摺上川は、福島市飯坂町茂庭に源を発し、福島市飯坂町地先で小川を合流し、福島市瀬上町で阿武隈川と合流する幹川流路延長約 24km の一級河川である。
広瀬川・小国川	館の腰橋より 上流及び小国川：河川 A 館の腰橋より下流：河川 B	広瀬川は、伊達郡川俣町大綱木を水源とし、川俣町で高根川、伊達市で糠田川、布川、石田川、小国川、塩野川などを合流し、伊達市を流下して阿武隈川に合流する、幹川流路延長約 40km の一級河川である。 小国川は、福島市大波に水源を発し、伊達市靈山町下小国地内で上小国川を合流し、伊達市を流下して広瀬川に合流する、幹川流路延長約 9km の一級河川である。

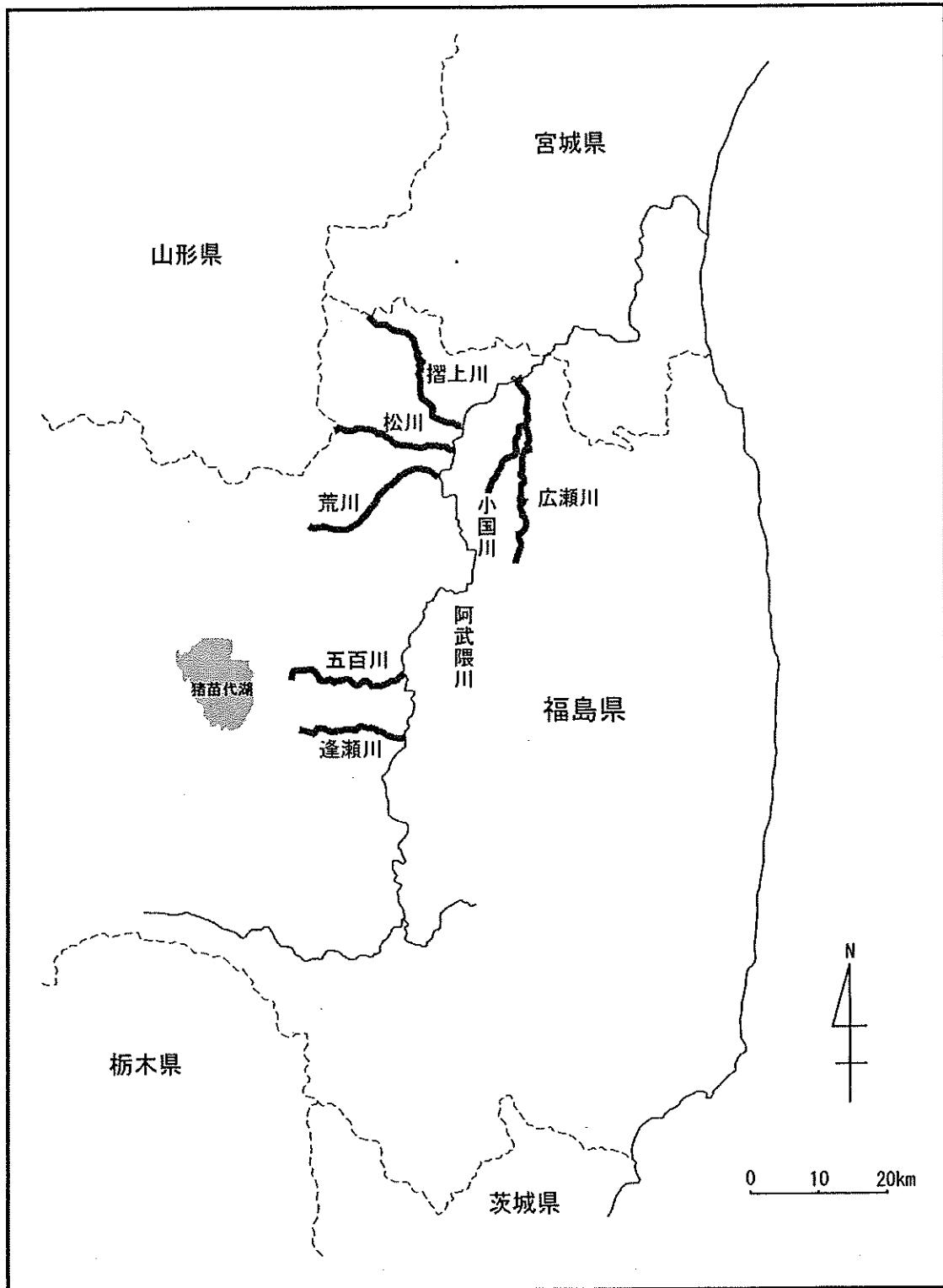


図1 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域（1）

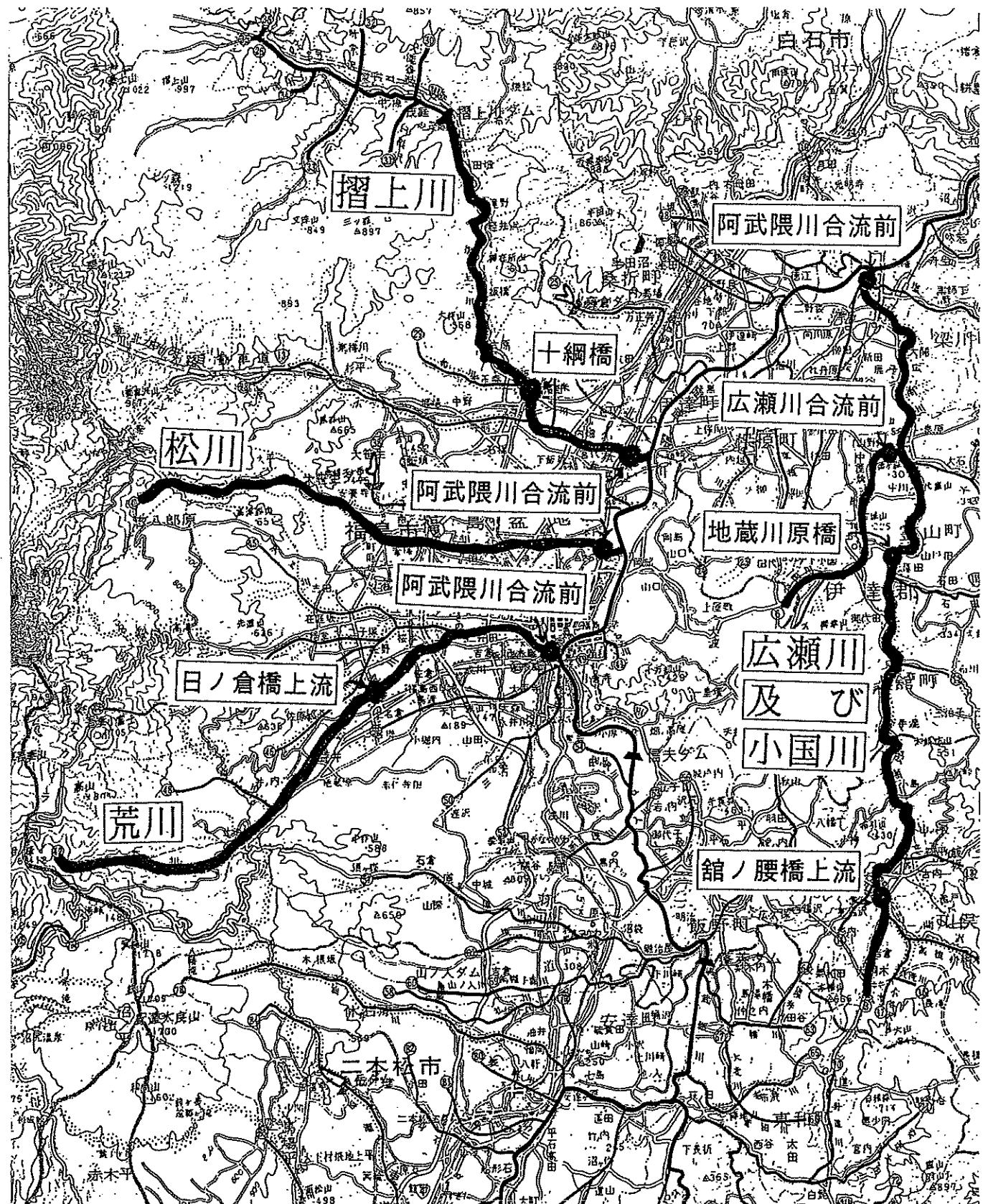


図2 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域（2）

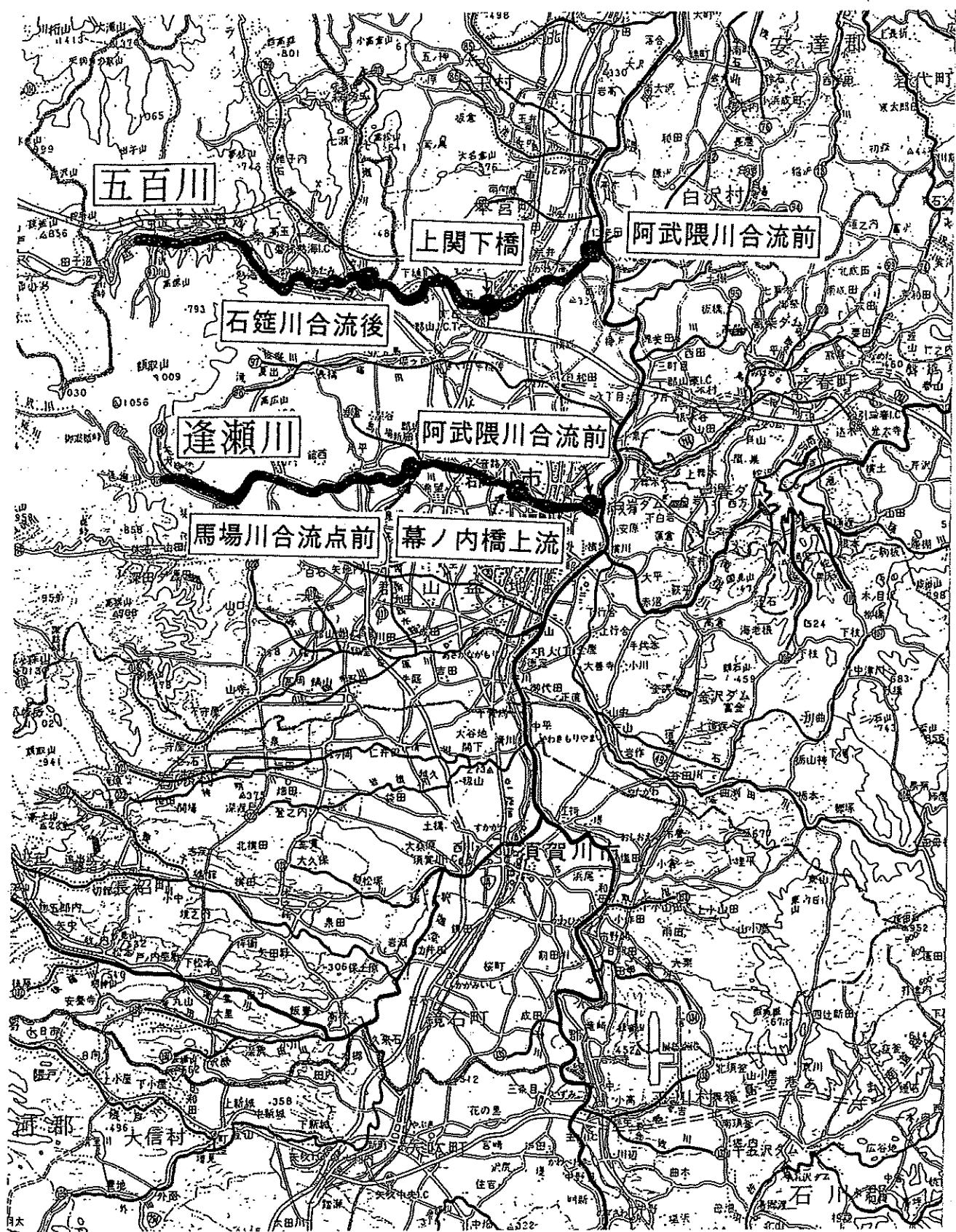


図3 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域（3）

#### 4 これまでの類型指定の状況と今後の予定

BOD 等生活環境項目の水質環境基準が設定されている 4 河川 1 湖沼（国指定の河川・湖沼を除く）について、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定を下表のとおり順次行う予定である。

年 度	指定(予定)水域	水 域 名	備 考
平成 18 年度	15 河川	久慈川、小泉川、宇多川、真野川、新田川、請戸川、高瀬川、木戸川、浅見川、夏井川、仁井田川、好間川、藤原川、鮫川、蛭田川	指定済み
平成 19 年度	9 河川 1 湖沼	大滝根川、釈迦堂川、北須川、今出川、社川、黒川、大久川、小久川、小高川 千五沢ダム貯水池	指定済み
平成 20 年度	7 河川	逢瀬川、五百川、荒川、松川、摺上川、広瀬川、小国川	(予 定)
平成 21 年度	8 河川	日橋川、湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、田付川、濁川、谷田川	〃
平成 22 年度	2 河川 4 湖沼	只見川、伊南川 尾瀬沼、奥只見貯水池、田子倉貯水池、沼沢湖	〃
平成 23 年度	9 湖沼	雄国沼、檜原湖、曾原湖、小野川湖、秋元湖、磐梯五色沼湖沼群、猪苗代湖、羽鳥湖、東山ダム貯水池	〃
計	41 河川 14 湖沼		